

令和7年 第1回

いなべ市議会 定例会 議案

令和7年第1回定例会提出議案

議案番号	件名	議決要領
諮問 第1号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	
同意 第1号	いなべ市固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて	
議案 第3号	いなべ市総合計画条例の一部を改正する条例の制定について	
議案 第4号	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	
議案 第5号	いなべ市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
議案 第6号	いなべ市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
議案 第7号	いなべ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
議案 第8号	いなべ市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	
議案 第9号	いなべ市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
議案 第10号	いなべ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	

令和7年第1回定例会提出議案

議案番号	件名	議決要領
議案 第11号	いなべ市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
議案 第12号	いなべ市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	
議案 第13号	いなべ市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	
議案 第14号	いなべ市ひとり親家庭等就学金支給条例を廃止する条例の制定について	
議案 第15号	いなべ市阿下喜ビジターセンター条例の制定について	
議案 第16号	財産の無償貸付について（三岐鉄道株式会社への無償貸付）	
議案 第17号	いなべ市道路線の認定について	
議案 第18号	いなべ市道路線の変更について	
議案 第19号	第3次いなべ市総合計画基本構想の策定について	
議案 第20号	令和6年度いなべ市一般会計補正予算（第8号）	

令和7年第1回定例会提出議案

議案番号	件名	議決要領
議案 第21号	令和6年度いなべ市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	
議案 第22号	令和6年度いなべ市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	
議案 第23号	令和6年度いなべ市介護保険特別会計補正予算（第3号）	
議案 第24号	令和7年度いなべ市一般会計予算	
議案 第25号	令和7年度いなべ市国民健康保険特別会計予算	
議案 第26号	令和7年度いなべ市後期高齢者医療特別会計予算	
議案 第27号	令和7年度いなべ市介護保険特別会計予算	
議案 第28号	令和7年度いなべ市水道事業会計予算	
議案 第29号	令和7年度いなべ市下水道事業会計予算	
	以下余白	

諮問第1号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

令和7年2月21日提出

いなべ市長 日 沖 靖

住 所 三重県いなべ市北勢町麻生田 [REDACTED]

氏 名 川瀬 勉

生年月日 [REDACTED]

任 期 令和7年7月1日から令和10年6月30日まで

提案理由

人権擁護委員10人のうち、川瀬勉委員が令和7年6月30日をもって任期満了となるため、引き続き同氏を人権擁護委員の候補者として法務大臣へ推薦しようとするもので、人権擁護委員の候補者の推薦については、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

同意第1号

いなべ市固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意
を求めることについて

次の者をいなべ市固定資産評価審査委員会の委員としたいから、その
選任について議会の同意を求める。

令和7年2月21日提出

いなべ市長 日 沖 靖

住 所 三重県いなべ市大安町石樽東

氏 名 小林 聖仁

生年月日

任 期 令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

提案理由

固定資産評価審査委員会の委員3人のうち、川添博久委員が令和7年3月31日をもって任期満了となるため、その後任の委員として小林聖仁氏を選任しようとするもので、固定資産評価審査委員会の委員の選任については、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により議会の同意を得る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第3号

いなべ市総合計画条例の一部を改正する条例の制定について

いなべ市総合計画条例の一部を改正する条例を次のとおり制定しようとする。

令和7年2月21日提出

いなべ市長 日 沖 靖

提案理由

総合計画の基本構想及び基本計画の策定に関し、市長の諮問に応じて調査審議を行ういなべ市総合計画審議会について、調査審議の期間中に委員の任期が満了することがないように委員の任期を変更し、及び総合計画の進捗管理に係る審議体制を変更しようとするもので、いなべ市総合計画条例の一部を改正するについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

いなべ市総合計画条例の一部を改正する条例

いなべ市総合計画条例（平成26年いなべ市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

（いなべ市総合計画審議会）

第4条 市長は、総合計画の策定に伴う必要な調査及び審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく附属機関として、いなべ市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を設置し、その答申を最大限に尊重するものとする。

第7条を削り、第6条を第7条とする。

第5条第3項を次のように改める。

3 委員の任期は、3年とする。ただし、基本計画の運用を開始する年度の翌年度に委嘱する委員の任期は、2年とする。

第5条に次の2項を加える。

4 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（所掌事項）

第5条 審議会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 市長の諮問に応じて、総合計画の策定に関し必要な事項を調査し、及び審議し、その結果を市長に答申すること。

(2) 総合計画の進捗管理に関し審議すること。

(3) その他総合計画に必要な事項に関すること。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に在職するいなべ市総合計画審議会の委員の任期は、なお従前の例による。

議案第 4 号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例
の整理に関する条例の制定について

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定しようとする。

令和 7 年 2 月 2 1 日提出

いなべ市長 日 沖 靖

提案理由

地方自治法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 6 5 号）が公布され、いなべ市監査委員条例、いなべ市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及びいなべ市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例において引用する地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）の条に繰り下げが生じるため、その関係条例の整理に関する条例を制定するについては、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(いなべ市監査委員条例の一部改正)

第1条 いなべ市監査委員条例(平成15年いなべ市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改める。

(いなべ市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 いなべ市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(平成15年いなべ市条例第134号)の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

(いなべ市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第3条 いなべ市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(令和2年いなべ市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第243条の2の7第1項」を「第243条の2の8第1項」に、「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改める。

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律(令和6年法律第65号)附則第1条第3号に定める日から施行する。

議案第5号

いなべ市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

いなべ市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定しようとする。

令和7年2月21日提出

いなべ市長 日 沖 靖

提案理由

令和6年12月のマイナ保険証への移行に伴い、福祉医療費の助成に関する事務において独自利用できる個人番号の利用範囲を追加する等所要の規定を整備する必要があるため、いなべ市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正するについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

いなべ市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等
に関する条例の一部を改正する条例

いなべ市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成 27 年いなべ市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に改め、同条第 4 号中「第 2 条第 12 項」を「第 2 条第 13 項」に改め、同条第 5 号中「第 2 条第 14 項」を「第 2 条第 15 項」に改める。

別表第 2 中「母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報」の次に、「医療保険各法（健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）、船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）、私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）、国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）、地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）又は国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）をいう。）若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）による被保険者資格若しくは保険給付に関する情報、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による保護の実施に関する情報、児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号）による児童扶養手当の支給に関する情報」を加え、同表中「国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）」を「国民健康保険法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律」に、「保険料の徴収に関する情報、児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号）」を「保険料の徴収に関する情報、児童扶養手当法」に、「住民票関係情報、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）」を「住民票関係情報、生活保護法」に改める。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の改正規定及び次条の規定は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 46 号）の施行の日から施行する。

（いなべ市議会の個人情報保護に関する条例の一部改正）

第 2 条 いなべ市議会の個人情報保護に関する条例（令和 4 年いなべ市条例第 21 号）を次のように改正する。

第 2 条第 10 項中「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に改める。

議案第6号

いなべ市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

いなべ市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部
を改正する条例を次のとおり制定しようとする。

令和7年2月21日提出

いなべ市長 日 沖 靖

提案理由

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第394号）が公布され、非常勤消防団員の処遇改善を図るために消防団員退職報償金の勤続年数区分に、新たに35年以上の区分が追加されることに伴い、いなべ市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正するについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

いなべ市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部
を改正する条例

いなべ市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(平成15年いなべ市
条例第142号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表 (第2条関係)

退職報償金支給額表

単位：円

階級	勤務年数						
	5年以 上10年 未満	10年以 上15年 未満	15年以 上20年 未満	20年以 上25年 未満	25年以 上30年 未満	30年以 上35年 未満	35年以上
団長	239,000	344,000	459,000	594,000	779,000	979,000	1,079,000
副団長	229,000	329,000	429,000	534,000	709,000	909,000	1,009,000
指揮隊 長	224,000	322,000	419,000	522,000	684,000	879,000	979,000
分団長	219,000	318,000	413,000	513,000	659,000	849,000	949,000
副分団 長	214,000	303,000	388,000	478,000	624,000	809,000	909,000
部長及 び班長	204,000	283,000	358,000	438,000	564,000	734,000	834,000
団員	200,000	264,000	334,000	409,000	519,000	689,000	789,000

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のいなべ市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

議案第7号

いなべ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

いなべ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定しようとする。

令和7年2月21日提出

いなべ市長 日 沖 靖

提案理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和6年法律第42号）が公布され、育児のための所定外労働の制限の見直し及び仕事と介護の両立支援の強化がなされることに伴い、いなべ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正するについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

いなべ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

いなべ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成15年いなべ市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第8条の3第1項中「）以下」を「以下」に改め、同条第2項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、同条第4項後段中「翌日午前5時」を「翌日の午前5時」に、「第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、」を「並びに第2項」に、「就業」を「就学」に改める。

第15条第1項中「その他規則で定める者」の次に「(第17条の2第1項において「配偶者等」という。)」を加える。

第17条の次に次の2条を加える。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第17条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第17条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務制限開始日とする改正後のいなべ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条の3第2項の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

議案第8号

いなべ市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
の制定について

いなべ市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定しようとする。

令和7年2月21日提出

いなべ市長 日 沖 靖

提案理由

令和6年の人事院勧告等に基づき、国家公務員及び三重県職員の給与等が改定されることに伴い、これに準じていなべ市職員の給与に関する条例等の一部を改正するについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

いなべ市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
 (いなべ市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 いなべ市職員の給与に関する条例（平成15年いなべ市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「12月に支給する場合には100分の122.5」を「12月に支給する場合には100分の127.5」に改め、同条第3項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の68.75」を「100分の71.25」に改める。

第27条第2項第1号中「100分の102.5」を「100分の107.5」に改め、同項第2号中「100分の48.75」を「100分の51.25」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表（1）

職員 の区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		基準 給料 月額							
定年		円	円	円	円	円	円	円	円
前再	1	183,500	232,800	264,100	290,100	312,600	337,800	376,200	418,400
任用	2	184,700	234,300	265,100	291,700	314,300	339,700	378,800	420,800
短時	3	186,000	235,800	266,100	293,200	316,000	341,500	381,100	423,300
間勤	4	187,200	237,300	267,100	294,700	317,500	343,300	383,300	425,700
務職	5	188,400	238,800	268,100	296,200	318,900	345,000	385,200	427,600
員以	6	190,200	240,300	269,100	297,700	320,200	346,700	387,500	429,700
外の	7	191,800	241,800	270,100	299,100	321,500	348,300	389,600	431,800
職員	8	193,500	243,300	271,100	300,400	322,800	350,000	391,600	434,000
	9	195,200	244,800	272,100	301,600	324,100	351,600	393,600	435,900
	10	197,000	246,200	273,100	303,100	325,900	353,300	395,900	438,000
	11	198,700	247,600	274,100	304,600	327,700	354,900	398,100	440,100
	12	200,400	249,000	275,100	306,000	329,400	356,500	400,300	442,000
	13	202,100	250,200	276,100	307,400	331,100	358,000	402,500	443,700

14	203,900	251,400	277,100	308,500	332,800	359,700	404,800	445,500
15	205,700	252,600	278,100	309,500	334,500	361,300	407,000	447,400
16	207,500	253,800	279,200	310,700	336,200	362,900	409,300	449,300
17	208,900	254,900	280,200	311,900	337,800	364,500	411,100	451,100
18	210,600	256,000	281,500	313,500	339,500	366,300	413,000	452,900
19	212,300	257,100	282,800	315,100	341,200	367,800	414,900	454,700
20	213,900	258,200	284,000	316,700	342,800	369,400	416,700	456,400
21	215,500	259,200	285,300	318,200	344,300	370,800	418,500	458,200
22	217,200	260,200	286,600	319,800	345,900	372,400	420,300	459,700
23	218,900	261,200	287,800	321,400	347,500	374,000	422,100	461,100
24	220,600	262,200	289,000	323,000	349,000	375,500	423,900	462,600
25	222,300	263,200	290,100	324,500	350,400	377,400	425,500	464,000
26	224,100	264,100	291,300	326,200	352,100	379,300	427,000	465,300
27	225,500	265,000	292,600	327,800	353,700	381,200	428,500	466,600
28	226,900	265,900	293,900	329,400	355,300	383,000	430,000	467,800
29	228,300	266,700	295,200	330,800	356,500	384,500	431,500	468,800
30	229,500	267,500	296,200	332,500	358,000	386,300	432,800	469,500
31	230,600	268,300	297,200	334,200	359,500	388,000	434,100	470,200
32	231,700	269,100	298,300	335,800	361,000	389,600	435,300	470,900
33	232,800	269,800	299,400	337,000	362,700	391,300	436,500	471,600
34	233,900	270,600	300,600	338,900	364,500	392,700	437,800	472,300
35	235,000	271,400	301,700	340,600	366,200	394,100	439,100	472,900
36	236,100	272,100	302,900	342,200	367,900	395,500	440,300	473,500
37	237,200	272,800	304,100	343,700	369,300	396,900	441,500	474,000
38	238,200	273,600	305,400	345,300	370,600	398,100	442,300	474,600
39	239,200	274,400	306,700	346,900	371,800	399,300	443,100	475,200
40	240,100	275,100	308,000	348,500	373,200	400,300	443,900	475,800
41	241,000	275,800	309,300	350,200	374,300	401,400	444,500	476,300
42	241,900	276,600	310,600	352,000	375,200	402,600	445,100	476,800
43	242,700	277,400	311,900	353,800	376,200	403,700	445,700	477,200
44	243,500	278,100	313,200	355,600	377,300	404,800	446,300	477,500
45	244,200	278,800	314,500	357,100	378,100	405,500	447,000	477,800
46	244,800	279,500	315,800	358,500	379,000	406,200	447,800	
47	245,400	280,200	317,100	359,900	379,900	406,900	448,200	
48	246,000	280,900	318,200	361,300	380,700	407,600	448,900	
49	246,600	281,600	319,100	362,800	381,500	408,200	449,400	
50	247,200	282,300	320,400	363,600	382,300	408,800	449,800	
51	247,800	283,000	321,700	364,600	383,100	409,300	450,200	

52	248,300	283,700	323,000	365,600	383,800	409,700	450,600
53	248,800	284,300	324,200	366,500	384,500	410,100	451,000
54	249,200	285,000	325,500	367,600	385,200	410,300	451,400
55	249,500	285,600	326,700	368,500	385,900	410,600	451,800
56	249,800	286,300	327,900	369,500	386,600	410,900	452,100
57	250,100	286,900	329,200	370,400	387,100	411,200	452,400
58	250,400	287,600	330,300	371,100	387,700	411,500	452,800
59	250,700	288,200	331,400	371,800	388,300	411,800	453,100
60	251,000	288,900	332,500	372,400	389,000	412,100	453,400
61	251,300	289,500	333,200	372,800	389,400	412,300	453,700
62	251,600	290,200	334,100	373,400	390,000	412,600	
63	251,900	290,800	334,800	374,100	390,600	412,900	
64	252,200	291,300	335,600	374,800	391,100	413,200	
65	252,500	291,800	336,400	375,100	391,500	413,400	
66	252,800	292,400	336,800	375,800	392,100	413,700	
67	253,100	292,900	337,400	376,500	392,700	414,000	
68	253,400	293,500	338,100	377,100	393,200	414,300	
69	253,700	294,000	338,900	377,400	393,600	414,500	
70	254,000	294,500	339,600	377,900	394,100	414,800	
71	254,300	295,100	340,300	378,500	394,600	415,100	
72	254,600	295,700	340,900	379,100	395,200	415,300	
73	254,900	296,200	341,400	379,400	395,500	415,500	
74	255,200	296,700	342,000	380,000	395,900	415,800	
75	255,500	297,100	342,500	380,700	396,300	416,100	
76	255,800	297,400	343,100	381,300	396,700	416,300	
77	256,100	297,600	343,400	381,700	397,000	416,500	
78	256,400	297,900	343,900	382,200	397,300	416,800	
79	256,700	298,100	344,300	382,800	397,600	417,100	
80	257,000	298,400	344,700	383,300	397,800	417,300	
81	257,300	298,600	345,100	383,800	398,000	417,500	
82	257,600	298,800	345,600	384,400	398,300	417,800	
83	257,900	299,100	346,100	384,900	398,600	418,100	
84	258,200	299,300	346,600	385,200	398,800	418,300	
85	258,500	299,600	346,900	385,600	399,000	418,500	
86	258,800	299,900	347,300	386,100	399,300		
87	259,100	300,200	347,700	386,500	399,600		
88	259,400	300,500	348,100	386,900	399,800		
89	259,700	300,800	348,400	387,300	400,000		

90	260,000	301,100	348,800	387,800	400,300			
91	260,300	301,400	349,200	388,200	400,600			
92	260,600	301,800	349,600	388,600	400,800			
93	260,900	302,000	349,800	388,900	401,000			
94		302,200	350,200					
95		302,500	350,600					
96		302,900	351,000					
97		303,100	351,200					
98		303,400	351,600					
99		303,800	352,000					
100		304,200	352,300					
101		304,400	352,600					
102		304,700	353,000					
103		305,000	353,400					
104		305,300	353,800					
105		305,500	354,300					
106		305,800	354,700					
107		306,100	355,100					
108		306,400	355,500					
109		306,600	356,000					
110		307,000	356,400					
111		307,400	356,700					
112		307,700	357,000					
113		307,900	357,500					
114		308,100						
115		308,400						
116		308,800						
117		309,000						
118		309,200						
119		309,500						
120		309,800						
121		310,200						
122		310,400						
123		310,700						
124		311,000						
125		311,300						
定年	194,800	222,300	262,800	282,500	297,700	323,400	365,500	399,000

前再 任用 短時 間勤 務職 員								
---------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第2（第3条関係）

行政職給料表（2）

職員 の区 分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
定年		円	円	円	円	円
前再	1	166,500	227,700	244,600	276,800	298,300
任用	2	167,700	228,500	245,400	277,800	300,100
短時	3	168,800	229,300	246,200	278,800	301,700
間勤	4	169,900	230,100	246,900	279,700	303,300
務職	5	171,200	230,800	247,600	280,400	304,500
員以	6	172,400	231,600	248,700	281,100	305,500
外の	7	173,600	232,400	249,700	281,800	306,400
職員	8	174,800	233,200	250,700	282,500	307,200
	9	175,800	234,000	251,700	283,100	308,100
	10	177,000	234,700	252,900	283,700	309,500
	11	178,300	235,400	254,000	284,300	310,800
	12	179,500	236,100	255,000	284,900	312,000
	13	180,600	236,800	256,100	285,500	313,000
	14	181,800	237,400	257,100	286,100	314,200
	15	183,100	238,000	258,000	286,700	315,400
	16	184,400	238,600	258,500	287,200	316,500
	17	185,700	239,200	259,100	287,700	317,600
	18	187,400	239,800	259,500	288,200	318,700
	19	189,100	240,400	259,900	288,700	319,800
	20	190,800	240,900	260,400	289,100	320,900
	21	192,500	241,400	260,900	289,500	321,900

22	194,200	241,900	261,400	289,900	323,000
23	195,800	242,400	261,900	290,300	324,100
24	197,400	242,900	262,500	290,700	325,200
25	199,000	243,400	263,300	291,100	326,200
26	200,500	243,900	263,900	291,500	327,300
27	202,000	244,300	264,500	291,900	328,400
28	203,500	244,800	265,300	292,300	329,400
29	205,000	245,400	266,100	292,700	330,400
30	206,500	245,900	266,800	293,100	331,400
31	208,000	246,400	267,400	293,500	332,400
32	209,500	246,800	268,200	293,900	333,400
33	211,000	247,200	269,000	294,300	334,400
34	212,400	247,700	269,700	294,800	335,300
35	213,800	248,200	270,400	295,300	336,400
36	215,200	248,600	271,100	295,800	337,400
37	216,600	249,000	271,800	296,300	338,400
38	217,700	249,500	272,500	296,800	339,400
39	218,800	250,000	273,200	297,300	340,400
40	219,900	250,400	273,900	297,800	341,300
41	220,900	250,800	274,600	298,300	342,200
42	221,800	251,300	275,300	299,000	343,100
43	222,700	251,800	275,900	299,600	344,000
44	223,600	252,200	276,500	300,300	344,900
45	224,500	252,600	277,000	300,900	345,800
46	225,300	253,000	277,500	301,500	346,800
47	226,100	253,400	278,000	302,100	347,800
48	226,900	253,800	278,500	302,600	348,700
49	227,700	254,200	279,000	303,100	349,600
50	228,400	254,600	279,500	303,700	350,500
51	229,100	255,000	280,000	304,300	351,400
52	229,800	255,400	280,400	304,900	352,200
53	230,500	255,800	280,800	305,500	353,000
54	231,100	256,200	281,300	306,200	353,800
55	231,700	256,600	281,700	306,900	354,600
56	232,300	257,000	282,200	307,600	355,300
57	233,000	257,300	282,600	308,200	356,000
58	233,500	257,700	283,100	308,900	356,800
59	234,000	258,100	283,600	309,600	357,600

60	234,500	258,400	284,100	310,200	358,200
61	235,000	258,700	284,600	310,800	358,900
62	235,400	259,100	285,200	311,500	359,500
63	235,800	259,500	285,800	312,200	360,200
64	236,200	259,800	286,400	312,800	360,900
65	236,600	260,100	287,000	313,300	361,500
66	236,900	260,400	287,600	313,800	362,000
67	237,200	260,700	288,200	314,400	362,500
68	237,500	260,900	288,800	315,000	363,000
69	237,800	261,100	289,300	315,600	363,400
70	238,100	261,400	289,800	316,000	
71	238,400	261,700	290,300	316,500	
72	238,700	261,900	290,800	317,000	
73	238,900	262,100	291,300	317,300	
74	239,200	262,400	291,800	317,800	
75	239,500	262,700	292,200	318,300	
76	239,700	262,900	292,600	318,700	
77	239,900	263,100	293,000	318,900	
78	240,200	263,400	293,400	319,200	
79	240,500	263,700	293,800	319,400	
80	240,700	263,900	294,200	319,700	
81	240,900	264,100	294,600	320,000	
82	241,200	264,400	295,000	320,300	
83	241,500	264,700	295,400	320,600	
84	241,700	264,900	295,900	320,800	
85	241,900	265,100	296,200	321,000	
86	242,200	265,300	296,700	321,300	
87	242,500	265,600	297,200	321,600	
88	242,700	265,900	297,700	321,800	
89	242,900	266,100	298,000	322,000	
90	243,200	266,300	298,500	322,300	
91	243,500	266,600	299,000	322,600	
92	243,700	266,800	299,300	322,900	
93	243,900	267,100	299,700	323,100	
94	244,200	267,400	300,200	323,400	
95	244,500	267,700	300,700	323,700	
96	244,700	267,900	301,200	323,900	
97	244,900	268,100	301,500	324,100	

98	245,200	268,400	301,900	324,400
99	245,400	268,600	302,400	324,700
100	245,700	268,900	302,900	324,900
101	245,900	269,100	303,300	325,100
102	246,100	269,300	303,700	
103	246,400	269,600	304,000	
104	246,700	269,900	304,300	
105	246,900	270,100	304,600	
106	247,200	270,300	305,000	
107	247,500	270,600	305,300	
108	247,700	270,800	305,700	
109	247,900	271,100	306,000	
110	248,200	271,400	306,400	
111	248,500	271,700	306,800	
112	248,700	271,900	307,100	
113	248,900	272,100	307,300	
114	249,200	272,400	307,600	
115	249,500	272,600	307,900	
116	249,700	272,800	308,100	
117	249,900	273,100	308,300	
118	250,200	273,400	308,600	
119	250,500	273,700	308,900	
120	250,700	273,900	309,100	
121	250,900	274,100	309,300	
122		274,300	309,600	
123		274,600	309,900	
124		274,900	310,100	
125		275,100	310,300	
126		275,300	310,600	
127		275,600	310,900	
128		275,900	311,100	
129		276,100	311,300	
130		276,300	311,600	
131		276,600	311,900	
132		276,900	312,100	
133		277,100	312,300	
134		277,300		
135		277,600		

	136		277,900			
	137		278,100			
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		197,900	209,000	227,500	248,600	279,800

備考 この表は、技能労務に従事する職員で市長の定める者に適用する。

(いなべ市議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第2条 いなべ市議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成15年いなべ市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「100分の170」を「100分の175」に改める。

(いなべ市長、副市長及び教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部改正)

第3条 いなべ市長、副市長及び教育長の給与及び旅費等に関する条例（平成15年いなべ市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「100分の225」を「100分の235」に改める。

(いなべ市職員の給与に関する条例の一部改正)

第4条 いなべ市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第11条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(扶養手当)」を付し、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」を「前項第1号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万3,000円、前項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族」に改め、「(以下「行(一)8級職員等」という。）」及び「、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万円」を削り、同条第4項中「(以下「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改め、同条に次の1項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第12条を削り、第12条の2を第12条とする。

第13条第1項第1号中「月額8,000円を超える」を「月額8,000円を超える」に改め、同項第2号を削り、同項第3号中「配偶者」の次に「(届出をしないが事実

上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)」を加え、同号を同項第2号とし、同条第2項を次のように改める。

2 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に定める額の合計額）とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額

ア 月額8,000円を超え2万円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から8,000円を控除して得た額

イ 月額2万円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から2万円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が1万5,000円を超えるときは、1万5,000円）を1万2,000円に加算して得た額

(2) 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

第14条第1項第1号中「有料道路（以下この項から第3項まで）」を「有料の道路（以下この条）」に改め、同条第2項第1号中「以下この号及び次項」を「第3号、次項及び第5項」に、「いう。）」を「いう。）」に改め、同号ただし書を削り、同項第3号中「前2号に定める額（1箇月当たりの）運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に掲げる額又は前号に掲げる額」を「運賃等相当額及び前号に定める額の合計額、第1号に定める額又は前号に定める額」に改め、同条第3項中「（第1号及び次項）」を「（第1号、次項及び第5項）」に改め、「でその利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの」を削り、「を利用し」の次に「（規則で定める基準を満たす場合に限る。）」を加え、同項第1号を次のように改める。

(1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（第5項において「特別料金等相当額」という。）

第14条第4項中「いなべ市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成15年いなべ市条例第136号）の適用を受ける職員、公立学校職員の給与等に関する条例（昭和30年三重県条例第10号）の適用を受ける職員、国家公務員又は他の地方公共団体の地方公務員であった者から引き続き」を「新たに」に改め、「でその利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの」を削り、「を利用し」の次に「（規則で定める基準を満たす場合に限る。）」を加え、同項第1号を次のように改める。

す場合に限る。)」を加え、「職員と権衡上」を「職員との権衡上」に、「職員との通勤手当の月額」を「職員の通勤手当の額」に改め、同条中第8項を第9項とし、第5項から第7項までを1項ずつ繰り下げ、第4項の次に次の1項を加える。

5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が5万5,000円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

第15条第3項中「いなべ市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例、公立学校職員の給与等に関する条例の適用を受ける職員、国家公務員又は他の地方公共団体の地方公務員であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これ」を「新たに給料表の適用を受ける職員となったこと」に改め、「(任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。)」を削る。

第23条第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前0時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「までの間」の次に「(週休日等に含まれる時間を除く。)」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項中「当該各号に定める額」の次に「(前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあってはその額に100分の150を乗じて得た額)」を加え、同項第1号中「(当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)」を削る。

第24条第2項中「100分の122.5」を「100分の125」に、「100分の127.5」を「100分の125」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の71.25」を「100分の70」に改める。

第27条第2項第1号中「100分の107.5」を「100分の105」に改め、同項第2号中「100分の51.25」を「100分の50」に改める。

第29条中「、第11条、第12条及び第13条」を「及び第11条」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表（1）

職員 の区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級

	号給	基準 給料 月額							
定年		円	円	円	円	円	円	円	円
前再	1	183,500	232,800	268,100	301,600	324,100	358,000	411,100	461,100
任用	2	184,700	234,300	269,100	303,100	325,900	359,700	413,000	466,600
短時	3	186,000	235,800	270,100	304,600	327,700	361,300	414,900	471,600
間勤	4	187,200	237,300	271,100	306,000	329,400	362,900	416,700	476,300
務職	5	188,400	238,800	272,100	307,400	331,100	364,500	418,500	480,300
員以	6	190,200	240,300	273,100	308,500	332,800	366,300	420,300	483,800
外の	7	191,800	241,800	274,100	309,500	334,500	367,800	422,100	486,800
職員	8	193,500	243,300	275,100	310,700	336,200	369,400	423,900	489,300
	9	195,200	244,800	276,100	311,900	337,800	370,800	425,500	491,300
	10	197,000	246,200	277,100	313,500	339,500	372,400	427,000	
	11	198,700	247,600	278,100	315,100	341,200	374,000	428,500	
	12	200,400	249,000	279,200	316,700	342,800	375,500	430,000	
	13	202,100	250,200	280,200	318,200	344,300	377,400	431,500	
	14	203,900	251,400	281,500	319,800	345,900	379,300	432,800	
	15	205,700	252,600	282,800	321,400	347,500	381,200	434,100	
	16	207,500	253,800	284,000	323,000	349,000	383,000	435,300	
	17	208,900	254,900	285,300	324,500	350,400	384,500	436,500	
	18	210,600	256,000	286,600	326,200	352,100	386,300	437,800	
	19	212,300	257,100	287,800	327,800	353,700	388,000	439,100	
	20	213,900	258,200	289,000	329,400	355,300	389,600	440,300	
	21	215,500	259,200	290,100	330,800	356,500	391,300	441,500	
	22	217,200	260,200	291,300	332,500	358,000	392,700	442,300	
	23	218,900	261,200	292,600	334,200	359,500	394,100	443,100	
	24	220,600	262,200	293,900	335,800	361,000	395,500	443,900	
	25	222,300	263,200	295,200	337,000	362,700	396,900	444,500	
	26	224,100	264,100	296,200	338,900	364,500	398,100	445,100	
	27	225,500	265,000	297,200	340,600	366,200	399,300	445,700	
	28	226,900	265,900	298,300	342,200	367,900	400,300	446,300	
	29	228,300	266,700	299,400	343,700	369,300	401,400	447,000	
	30	229,500	267,500	300,600	345,300	370,600	402,600	447,800	
	31	230,600	268,300	301,700	346,900	371,800	403,700	448,200	
	32	231,700	269,100	302,900	348,500	373,200	404,800	448,900	
	33	232,800	269,800	304,100	350,200	374,300	405,500	449,400	

34	233,900	270,600	305,400	352,000	375,200	406,200	449,800
35	235,000	271,400	306,700	353,800	376,200	406,900	450,200
36	236,100	272,100	308,000	355,600	377,300	407,600	450,600
37	237,200	272,800	309,300	357,100	378,100	408,200	451,000
38	238,200	273,600	310,600	358,500	379,000	408,800	451,400
39	239,200	274,400	311,900	359,900	379,900	409,300	451,800
40	240,100	275,100	313,200	361,300	380,700	409,700	452,100
41	241,000	275,800	314,500	362,800	381,500	410,100	452,400
42	241,900	276,600	315,800	363,600	382,300	410,300	452,800
43	242,700	277,400	317,100	364,600	383,100	410,600	453,100
44	243,500	278,100	318,200	365,600	383,800	410,900	453,400
45	244,200	278,800	319,100	366,500	384,500	411,200	453,700
46	244,800	279,500	320,400	367,600	385,200	411,500	
47	245,400	280,200	321,700	368,500	385,900	411,800	
48	246,000	280,900	323,000	369,500	386,600	412,100	
49	246,600	281,600	324,200	370,400	387,100	412,300	
50	247,200	282,300	325,500	371,100	387,700	412,600	
51	247,800	283,000	326,700	371,800	388,300	412,900	
52	248,300	283,700	327,900	372,400	389,000	413,200	
53	248,800	284,300	329,200	372,800	389,400	413,400	
54	249,200	285,000	330,300	373,400	390,000	413,700	
55	249,500	285,600	331,400	374,100	390,600	414,000	
56	249,800	286,300	332,500	374,800	391,100	414,300	
57	250,100	286,900	333,200	375,100	391,500	414,500	
58	250,400	287,600	334,100	375,800	392,100	414,800	
59	250,700	288,200	334,800	376,500	392,700	415,100	
60	251,000	288,900	335,600	377,100	393,200	415,300	
61	251,300	289,500	336,400	377,400	393,600	415,500	
62	251,600	290,200	336,800	377,900	394,100	415,800	
63	251,900	290,800	337,400	378,500	394,600	416,100	
64	252,200	291,300	338,100	379,100	395,200	416,300	
65	252,500	291,800	338,900	379,400	395,500	416,500	
66	252,800	292,400	339,600	380,000	395,900	416,800	
67	253,100	292,900	340,300	380,700	396,300	417,100	
68	253,400	293,500	340,900	381,300	396,700	417,300	
69	253,700	294,000	341,400	381,700	397,000	417,500	
70	254,000	294,500	342,000	382,200	397,300	417,800	
71	254,300	295,100	342,500	382,800	397,600	418,100	

72	254,600	295,700	343,100	383,300	397,800	418,300
73	254,900	296,200	343,400	383,800	398,000	418,500
74	255,200	296,700	343,900	384,400	398,300	
75	255,500	297,100	344,300	384,900	398,600	
76	255,800	297,400	344,700	385,200	398,800	
77	256,100	297,600	345,100	385,600	399,000	
78	256,400	297,900	345,600	386,100	399,300	
79	256,700	298,100	346,100	386,500	399,600	
80	257,000	298,400	346,600	386,900	399,800	
81	257,300	298,600	346,900	387,300	400,000	
82	257,600	298,800	347,300	387,800	400,300	
83	257,900	299,100	347,700	388,200	400,600	
84	258,200	299,300	348,100	388,600	400,800	
85	258,500	299,600	348,400	388,900	401,000	
86	258,800	299,900	348,800			
87	259,100	300,200	349,200			
88	259,400	300,500	349,600			
89	259,700	300,800	349,800			
90	260,000	301,100	350,200			
91	260,300	301,400	350,600			
92	260,600	301,800	351,000			
93	260,900	302,000	351,200			
94		302,200	351,600			
95		302,500	352,000			
96		302,900	352,300			
97		303,100	352,600			
98		303,400	353,000			
99		303,800	353,400			
100		304,200	353,800			
101		304,400	354,300			
102		304,700	354,700			
103		305,000	355,100			
104		305,300	355,500			
105		305,500	356,000			
106		305,800	356,400			
107		306,100	356,700			
108		306,400	357,000			
109		306,600	357,500			

110			307,000						
111			307,400						
112			307,700						
113			307,900						
114			308,100						
115			308,400						
116			308,800						
117			309,000						
118			309,200						
119			309,500						
120			309,800						
121			310,200						
122			310,400						
123			310,700						
124			311,000						
125			311,300						
定年前再任用短時間勤務職員		194,800	222,300	262,800	282,500	297,700	323,400	365,500	399,000

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第2（第3条関係）

行政職給料表（2）

職員 の 区 分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
定年前再任用短時間		円	円	円	円	円
1		185,700	227,700	247,600	280,400	308,100
2		187,400	228,500	248,700	281,100	309,500
3		189,100	229,300	249,700	281,800	310,800
4		190,800	230,100	250,700	282,500	312,000

間勤 務職 員以 外の 職員	5	192,500	230,800	251,700	283,100	313,000
	6	194,200	231,600	252,900	283,700	314,200
	7	195,800	232,400	254,000	284,300	315,400
	8	197,400	233,200	255,000	284,900	316,500
	9	199,000	234,000	256,100	285,500	317,600
	10	200,500	234,700	257,100	286,100	318,700
	11	202,000	235,400	258,000	286,700	319,800
	12	203,500	236,100	258,500	287,200	320,900
	13	205,000	236,800	259,100	287,700	321,900
	14	206,500	237,400	259,500	288,200	323,000
	15	208,000	238,000	259,900	288,700	324,100
	16	209,500	238,600	260,400	289,100	325,200
	17	211,000	239,200	260,900	289,500	326,200
	18	212,400	239,800	261,400	289,900	327,300
	19	213,800	240,400	261,900	290,300	328,400
	20	215,200	240,900	262,500	290,700	329,400
	21	216,600	241,400	263,300	291,100	330,400
	22	217,700	241,900	263,900	291,500	331,400
	23	218,800	242,400	264,500	291,900	332,400
	24	219,900	242,900	265,300	292,300	333,400
	25	220,900	243,400	266,100	292,700	334,400
	26	221,800	243,900	266,800	293,100	335,300
	27	222,700	244,300	267,400	293,500	336,400
	28	223,600	244,800	268,200	293,900	337,400
	29	224,500	245,400	269,000	294,300	338,400
	30	225,300	245,900	269,700	294,800	339,400
	31	226,100	246,400	270,400	295,300	340,400
	32	226,900	246,800	271,100	295,800	341,300
	33	227,700	247,200	271,800	296,300	342,200
	34	228,400	247,700	272,500	296,800	343,100
	35	229,100	248,200	273,200	297,300	344,000
	36	229,800	248,600	273,900	297,800	344,900
	37	230,500	249,000	274,600	298,300	345,800
	38	231,100	249,500	275,300	299,000	346,800
	39	231,700	250,000	275,900	299,600	347,800
	40	232,300	250,400	276,500	300,300	348,700
	41	233,000	250,800	277,000	300,900	349,600
	42	233,500	251,300	277,500	301,500	350,500

43	234,000	251,800	278,000	302,100	351,400
44	234,500	252,200	278,500	302,600	352,200
45	235,000	252,600	279,000	303,100	353,000
46	235,400	253,000	279,500	303,700	353,800
47	235,800	253,400	280,000	304,300	354,600
48	236,200	253,800	280,400	304,900	355,300
49	236,600	254,200	280,800	305,500	356,000
50	236,900	254,600	281,300	306,200	356,800
51	237,200	255,000	281,700	306,900	357,600
52	237,500	255,400	282,200	307,600	358,200
53	237,800	255,800	282,600	308,200	358,900
54	238,100	256,200	283,100	308,900	359,500
55	238,400	256,600	283,600	309,600	360,200
56	238,700	257,000	284,100	310,200	360,900
57	238,900	257,300	284,600	310,800	361,500
58	239,200	257,700	285,200	311,500	362,000
59	239,500	258,100	285,800	312,200	362,500
60	239,700	258,400	286,400	312,800	363,000
61	239,900	258,700	287,000	313,300	363,400
62	240,200	259,100	287,600	313,800	
63	240,500	259,500	288,200	314,400	
64	240,700	259,800	288,800	315,000	
65	240,900	260,100	289,300	315,600	
66	241,200	260,400	289,800	316,000	
67	241,500	260,700	290,300	316,500	
68	241,700	260,900	290,800	317,000	
69	241,900	261,100	291,300	317,300	
70	242,200	261,400	291,800	317,800	
71	242,500	261,700	292,200	318,300	
72	242,700	261,900	292,600	318,700	
73	242,900	262,100	293,000	318,900	
74	243,200	262,400	293,400	319,200	
75	243,500	262,700	293,800	319,400	
76	243,700	262,900	294,200	319,700	
77	243,900	263,100	294,600	320,000	
78	244,200	263,400	295,000	320,300	
79	244,500	263,700	295,400	320,600	
80	244,700	263,900	295,900	320,800	

81	244,900	264,100	296,200	321,000
82	245,200	264,400	296,700	321,300
83	245,400	264,700	297,200	321,600
84	245,700	264,900	297,700	321,800
85	245,900	265,100	298,000	322,000
86	246,100	265,300	298,500	322,300
87	246,400	265,600	299,000	322,600
88	246,700	265,900	299,300	322,900
89	246,900	266,100	299,700	323,100
90	247,200	266,300	300,200	323,400
91	247,500	266,600	300,700	323,700
92	247,700	266,800	301,200	323,900
93	247,900	267,100	301,500	324,100
94	248,200	267,400	301,900	324,400
95	248,500	267,700	302,400	324,700
96	248,700	267,900	302,900	324,900
97	248,900	268,100	303,300	325,100
98	249,200	268,400	303,700	
99	249,500	268,600	304,000	
100	249,700	268,900	304,300	
101	249,900	269,100	304,600	
102	250,200	269,300	305,000	
103	250,500	269,600	305,300	
104	250,700	269,900	305,700	
105	250,900	270,100	306,000	
106		270,300	306,400	
107		270,600	306,800	
108		270,800	307,100	
109		271,100	307,300	
110		271,400	307,600	
111		271,700	307,900	
112		271,900	308,100	
113		272,100	308,300	
114		272,400	308,600	
115		272,600	308,900	
116		272,800	309,100	
117		273,100	309,300	
118		273,400	309,600	

119			273,700	309,900		
120			273,900	310,100		
121			274,100	310,300		
122			274,300	310,600		
123			274,600	310,900		
124			274,900	311,100		
125			275,100	311,300		
126			275,300	311,600		
127			275,600	311,900		
128			275,900	312,100		
129			276,100	312,300		
130			276,300			
131			276,600			
132			276,900			
133			277,100			
134			277,300			
135			277,600			
136			277,900			
137			278,100			
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		197,900	209,000	227,500	248,600	279,800

備考 この表は、技能労務に従事する職員で市長の定める者に適用する。

(いなべ市議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第5条 いなべ市議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の15」を「100分の20」に改め、同項第1号中「100分の170」を「100分の172.5」に改め、同項第2号中「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

(いなべ市長、副市長及び教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部改正)

第6条 いなべ市長、副市長及び教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の15」を「100分の20」に改め、同条第1号中「100分の225」を「100分の230」に改め、同条第2号中「100分の235」を「100分の230」に改める。

(いなべ市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第7条 いなべ市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年いなべ市条例第15号）の一部を次のように改正する。

附則第12条第8項中「、第11条及び第13条」を「及び第11条」に改める。

(いなべ市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第8条 いなべ市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成15年いなべ市条例第136号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げる。

第6条第2号を削り、同条第3号中「配偶者」の次に「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)」を加え、同号を同条第2号とする。

第24条中「、第6条、第8条」及び「又は地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項」を削る。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条から第8条までの規定並びに附則第10条及び第11条の規定は、令和7年4月1日から施行する。

2 第1条の規定（別表第1及び別表第2の改正規定に限る。）による改正後のいなべ市職員の給与に関する条例（附則第3条から第5条までにおいて「改正後の給与条例」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。

3 第1条の規定（別表第1及び別表第2の改正規定を除く。）による改正後のいなべ市職員の給与に関する条例（次条において「改正後の給与条例」という。）、第2条の規定による改正後のいなべ市議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（次条において「改正後の議員報酬条例」という。）及び第3条の規定による改正後のいなべ市長、副市長及び教育長の給与及び旅費等に関する条例（次条において「改正後の特別職給与条例」という。）の規定は、令和6年12月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の給与条例、改正後の議員報酬条例又は改正後の特別職給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前のいなべ市職員の給与に関する条例（以下「改正前の給与条例」という。）、第2条の規定による改正前のいなべ市議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例又は第3条の規定による改正前のいなべ市長、副市長及び教育長の給与及び旅費等に関する条例の規定に基づいて支給された給与等は、それぞれ改正後の給与条例、改正後の議員報酬

条例又は改正後の特別職給与条例の規定による給与等の内払とみなす。

(令和6年4月1日から施行日の前日までの間における異動者の号給)

第3条 令和6年4月1日からこの条例の施行の日(次項において「施行日」という。)の前日までの間において、改正前の給与条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、市長の定める職員の、改正後の給与条例の規定による当該適用又は異動の日における号給は、市長の定めるところによる。

(施行日から令和7年3月31日までの間における異動者の号給の調整)

第4条 施行日から令和7年3月31日までの間において、改正後の給与条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の給与条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の給与条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(号給の切替え)

第5条 令和7年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において改正後の給与条例別表第1又は別表第2の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給(次条及び同表において「新号給」という。)は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給(同表において「旧号給」という。)に応じて同表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

第6条 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

第7条 切替日から令和8年3月31日までの間における第4条の規定による改正後のいなべ市職員の給与に関する条例(以下「第4条改正後給与条例」という。)

第11条の規定の適用については、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは

「(5) 重度心身障害者

(6) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)」

と、同条第3項中「1万3,000円」とあるのは「1万1,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする。ただし、同号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、行政職給料表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職

員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員に対しては支給しない」とする。

2 切替日から令和8年3月31日までの間における第8条の規定による改正後のいなべ市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条の規定の適用については、同条第2項中「(4) 重度心身障害者」とあるのは

「(4) 重度心身障害者

(5) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」

とする。

(通勤手当及び単身赴任手当に関する経過措置)

第8条 第4条改正後給与条例第14条第4項及び第15条第3項の規定は、切替日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

(規則への委任)

第9条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(いなべ市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第10条 いなべ市職員の育児休業等に関する条例（平成15年いなべ市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第18条の表中「、第12条及び第13条」及び「、第12条、第13条」を削る。

(いなべ市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第11条 いなべ市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年いなべ市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第7条中「第12条の2」を「第12条」に改める。

第32条第2項中「第8項」を「第9項」に改める。

附則別表（附則第5条関係）

ア 行政職給料表（1）の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新 号 給					
	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1

11	7	3	3	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1
15	11	7	7	3	1	1
16	12	8	8	4	1	1
17	13	9	9	5	1	1
18	14	10	10	6	2	1
19	15	11	11	7	3	1
20	16	12	12	8	4	1
21	17	13	13	9	5	1
22	18	14	14	10	6	1
23	19	15	15	11	7	1
24	20	16	16	12	8	2
25	21	17	17	13	9	2
26	22	18	18	14	10	2
27	23	19	19	15	11	2
28	24	20	20	16	12	3
29	25	21	21	17	13	3
30	26	22	22	18	14	3
31	27	23	23	19	15	3
32	28	24	24	20	16	3
33	29	25	25	21	17	3
34	30	26	26	22	18	4
35	31	27	27	23	19	4
36	32	28	28	24	20	4
37	33	29	29	25	21	4
38	34	30	30	26	22	4
39	35	31	31	27	23	4
40	36	32	32	28	24	4
41	37	33	33	29	25	4
42	38	34	34	30	26	5
43	39	35	35	31	27	5
44	40	36	36	32	28	5
45	41	37	37	33	29	5
46	42	38	38	34	30	
47	43	39	39	35	31	

48	44	40	40	36	32	
49	45	41	41	37	33	
50	46	42	42	38	34	
51	47	43	43	39	35	
52	48	44	44	40	36	
53	49	45	45	41	37	
54	50	46	46	42	38	
55	51	47	47	43	39	
56	52	48	48	44	40	
57	53	49	49	45	41	
58	54	50	50	46	42	
59	55	51	51	47	43	
60	56	52	52	48	44	
61	57	53	53	49	45	
62	58	54	54	50		
63	59	55	55	51		
64	60	56	56	52		
65	61	57	57	53		
66	62	58	58	54		
67	63	59	59	55		
68	64	60	60	56		
69	65	61	61	57		
70	66	62	62	58		
71	67	63	63	59		
72	68	64	64	60		
73	69	65	65	61		
74	70	66	66	62		
75	71	67	67	63		
76	72	68	68	64		
77	73	69	69	65		
78	74	70	70	66		
79	75	71	71	67		
80	76	72	72	68		
81	77	73	73	69		
82	78	74	74	70		
83	79	75	75	71		
84	80	76	76	72		

85	81	77	77	73		
86	82	78	78			
87	83	79	79			
88	84	80	80			
89	85	81	81			
90	86	82	82			
91	87	83	83			
92	88	84	84			
93	89	85	85			
94	90					
95	91					
96	92					
97	93					
98	94					
99	95					
100	96					
101	97					
102	98					
103	99					
104	100					
105	101					
106	102					
107	103					
108	104					
109	105					
110	106					
111	107					
112	108					
113	109					

イ 行政職給料表（２）の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新 号 給			
	1 級	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1

5	1	1	1	1
6	1	2	2	1
7	1	3	3	1
8	1	4	4	1
9	1	5	5	1
10	1	6	6	2
11	1	7	7	3
12	1	8	8	4
13	1	9	9	5
14	1	10	10	6
15	1	11	11	7
16	1	12	12	8
17	1	13	13	9
18	2	14	14	10
19	3	15	15	11
20	4	16	16	12
21	5	17	17	13
22	6	18	18	14
23	7	19	19	15
24	8	20	20	16
25	9	21	21	17
26	10	22	22	18
27	11	23	23	19
28	12	24	24	20
29	13	25	25	21
30	14	26	26	22
31	15	27	27	23
32	16	28	28	24
33	17	29	29	25
34	18	30	30	26
35	19	31	31	27
36	20	32	32	28
37	21	33	33	29
38	22	34	34	30
39	23	35	35	31
40	24	36	36	32
41	25	37	37	33

42	26	38	38	34
43	27	39	39	35
44	28	40	40	36
45	29	41	41	37
46	30	42	42	38
47	31	43	43	39
48	32	44	44	40
49	33	45	45	41
50	34	46	46	42
51	35	47	47	43
52	36	48	48	44
53	37	49	49	45
54	38	50	50	46
55	39	51	51	47
56	40	52	52	48
57	41	53	53	49
58	42	54	54	50
59	43	55	55	51
60	44	56	56	52
61	45	57	57	53
62	46	58	58	54
63	47	59	59	55
64	48	60	60	56
65	49	61	61	57
66	50	62	62	58
67	51	63	63	59
68	52	64	64	60
69	53	65	65	61
70	54	66	66	
71	55	67	67	
72	56	68	68	
73	57	69	69	
74	58	70	70	
75	59	71	71	
76	60	72	72	
77	61	73	73	
78	62	74	74	

79	63	75	75	
80	64	76	76	
81	65	77	77	
82	66	78	78	
83	67	79	79	
84	68	80	80	
85	69	81	81	
86	70	82	82	
87	71	83	83	
88	72	84	84	
89	73	85	85	
90	74	86	86	
91	75	87	87	
92	76	88	88	
93	77	89	89	
94	78	90	90	
95	79	91	91	
96	80	92	92	
97	81	93	93	
98	82	94	94	
99	83	95	95	
100	84	96	96	
101	85	97	97	
102	86	98		
103	87	99		
104	88	100		
105	89	101		
106	90	102		
107	91	103		
108	92	104		
109	93	105		
110	94	106		
111	95	107		
112	96	108		
113	97	109		
114	98	110		
115	99	111		

116	100	112		
117	101	113		
118	102	114		
119	103	115		
120	104	116		
121	105	117		
122		118		
123		119		
124		120		
125		121		
126		122		
127		123		
128		124		
129		125		
130		126		
131		127		
132		128		
133		129		

議案第9号

いなべ市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

いなべ市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次の
とおり制定しようとする。

令和7年2月21日提出

いなべ市長 日 沖 靖

提案理由

子育て支援の拡充を図るため、窓口負担なしで医療機関を受診できる
年齢の範囲を18歳未満児まで引き上げようとするもので、いなべ市福
祉医療費の助成に関する条例の一部を改正するについては、地方自治法
(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により議会の
議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

いなべ市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

いなべ市福祉医療費の助成に関する条例（平成15年いなべ市条例第88号）の一部を次のように改正する。

第2条第5項中「18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者」を「18歳未満児」に改める。

第9条第1項中「6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者」を「18歳未満児」に改める。

第10条ただし書中「未就学児」を「18歳未満児」に、「この限りではない」を「この限りでない」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年9月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後のいなべ市福祉医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の診療にかかる医療費の助成について適用し、同日前までの診療にかかる医療費の助成については、なお従前の例による。

議案第10号

いなべ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定
について

いなべ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定
しようとする。

令和7年2月21日提出

いなべ市長 日 沖 靖

提案理由

三重県国民健康保険運営方針に基づき国民健康保険税率を改めるため、いなべ市国民健康保険税条例の一部を改正するについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

いなべ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

いなべ市国民健康保険税条例（平成31年いなべ市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の7.27」を「100分の7.97」に改める。

第4条中「25,200円」を「27,700円」に改める。

第5条第1号中「13,200円」を「14,800円」に改め、同条第2号中「6,600円」を「7,400円」に改め、同条第3号中「9,900円」を「11,100円」に改める。

第6条中「100分の3.20」を「100分の3.10」に改める。

第7条中「10,800円」を「10,700円」に改める。

第9条中「100分の2.70」を「100分の3.02」に改める。

第10条中「10,500円」を「11,200円」に改める。

第11条中「4,100円」を「4,400円」に改める。

第23条第1項第1号ア中「17,640円」を「19,390円」に改め、同号イ(ア)中「9,240円」を「10,360円」に改め、同号イ(イ)中「4,620円」を「5,180円」に改め、同号イ(ウ)中「6,930円」を「7,770円」に改め、同号ウ中「7,560円」を「7,490円」に改め、同号オ中「7,350円」を「7,840円」に改め、同号カ中「2,870円」を「3,080円」に改め、同項第2号ア中「12,600円」を「13,850円」に改め、同号イ(ア)中「6,600円」を「7,400円」に改め、同号イ(イ)中「3,300円」を「3,700円」に改め、同号イ(ウ)中「4,950円」を「5,550円」に改め、同号ウ中「5,400円」を「5,350円」に改め、同号オ中「5,250円」を「5,600円」に改め、同号カ中「2,050円」を「2,200円」に改め、同項第3号ア中「5,040円」を「5,540円」に改め、同号イ(ア)中「2,640円」を「2,960円」に改め、同号イ(イ)中「1,320円」を「1,480円」に改め、同号イ(ウ)中「1,980円」を「2,220円」に改め、同号ウ中「2,160円」を「2,140円」に改め、同号オ中「2,100円」を「2,240円」に改め、同号カ中「820円」を「880円」に改め、同条第2項第1号ア中「3,780円」を「4,155円」に改め、同号イ中「6,300円」を「6,925円」に改め、同号ウ中「10,080円」を「11,080円」に改め、同号エ中「12,600円」を「13,850円」に改め、同項第2号ア中「1,620円」を「1,605円」に改め、同号イ中「2,700円」を「2,675円」に改め、同号ウ中「4,320円」を「4,280円」に改め、同号エ中「5,400円」を「5,350円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のいなべ市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 1 1 号

いなべ市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

いなべ市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定しようとする。

令和 7 年 2 月 2 1 日提出

いなべ市長 日 沖 靖

提案理由

災害が発生した際、遺族及び被災者に対し、災害弔慰金及び災害障害見舞金を迅速かつ適切に支給するため、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議する機関としていなべ市災害弔慰金等支給審査会を設置しようとするもので、いなべ市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正するについては、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

いなべ市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
いなべ市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成15年いなべ市条例第89号）の一部
を次のように改正する。

目次中「第5章 補則（第16条）」を
「第5章 災害弔慰金等支給審査会（第16条—第19条）
第6章 補則（第20条）」に改める。

第16条を第20条とする。

第5章を第6章とし、第4章の次に次の1章を加える。

第5章 災害弔慰金等支給審査会
（災害弔慰金等支給審査会）

第16条 災害による死亡又は障害であるか否かの判定が困難な場合等に災害弔慰金
及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、法第18条の規定に
基づき、いなべ市災害弔慰金等支給審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会は、委員5人以内で組織する。

3 委員は、医師、弁護士その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱し、又
は任命する。

4 委員の任期は、2年とし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残
任期間とする。ただし、再任を妨げない。

（会長等）

第17条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員
がその職務を代理する。

（会議）

第18条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長とな
る。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところ
による。

4 会長は、特に必要があると認めるときは、委員でない者を会議に出席させ、意見を
述べさせることができる。

（守秘義務）

第19条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も
同様とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行後最初に開かれる会議は、この条例による改正後の第18条第1項の規定にかかわらず、いなべ市長が招集する。

(委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(平成15年いなべ市条例第36号)の一部を次のように改正する。

別表第1 学校運営協議会の委員の項の次に次のように加える。

災害弔慰金等支給審査会の委員	日額 20,300円
----------------	------------

議案第12号

いなべ市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

いなべ市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定しようとする。

令和7年2月21日提出

いなべ市長 日 沖 靖

提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和6年厚生労働省令第164号）が公布され、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）の一部が改正されることに伴い、指定地域密着型介護老人福祉施設の事業の人員、設備及び運営に関する基準が見直されるため、いなべ市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

いなべ市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例

いなべ市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 25 年いなべ市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 151 条第 13 項中「、栄養士又は機能訓練指導員」を「、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第13号

いなべ市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

いなべ市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定しようとする。

令和7年2月21日提出

いなべ市長 日 沖 靖

提案理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第109号）が公布され、家庭的保育事業者等の食事の提供に関する基準が見直されること、並びに子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和7年内閣府令第7号）が公布され、家庭的保育事業者等が連携施設を確保しないことができる事業等の範囲が拡大されること及び連携施設に係る経過措置が延長されることに伴い、いなべ市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

いなべ市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
を改正する条例

いなべ市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年いなべ市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「支援を行うこと」を「支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること」に改め、同項第3号中「第4項第1号」を「第6項第1号」に改め、同条第2項及び第3項を次のように改める。

2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

第6条中第5項を第7項とし、第4項を第6項とし、第3項の次に次の2項を加える。

4 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

(1) 家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者

第16条第1項第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附則第3条中「家庭的保育事業者等」の次に「(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)」を加え、「5年」を「15年」に改める。。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第14号

いなべ市ひとり親家庭等就学金支給条例を廃止する条例の
制定について

いなべ市ひとり親家庭等就学金支給条例を廃止する条例を次のとおり
制定しようとする。

令和7年2月21日提出

いなべ市長 日 沖 靖

提案理由

国の少子化対策の一環として児童手当、児童扶養手当などの恒常的な
経済支援が拡充される中、国の制度を補完する役割を担ってきたいなべ
市ひとり親家庭等就学金であるが、ひとり親家庭等児童の入学卒業、離
婚前後の養育費の確保といった、臨時的な経済支援を新たに創設し、多
方面から支援するため、いなべ市ひとり親家庭等就学金支給条例を廃止
するについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項
第1号の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

いなべ市ひとり親家庭等就学金支給条例を廃止する条例

いなべ市ひとり親家庭等就学金支給条例（平成18年いなべ市条例第8号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前に、廃止前のいなべ市ひとり親家庭等就学金支給条例第6条の認定を受けている者に対する同条例第7条第3項による令和7年3月までの分の就学金の支給については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

（いなべ市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正）

3 いなべ市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成27年いなべ市条例第16号）の一部を次のように改める。

別表第1中	「	市長	いなべ市ひとり親家庭等就学金支給条例（平成18年いなべ市条例第8号）によるひとり親家庭に対する就学金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	」	を削る。

別表第2中	「	市長	いなべ市ひとり親家庭等就学金支給条例によるひとり親家庭に対する就学金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報及び障害者関係情報であって規則で定めるもの	」	を削る。

議案第15号

いなべ市阿下喜ビジターセンター条例の制定について

いなべ市阿下喜ビジターセンター条例を次のとおり制定しようとする。

令和7年2月21日提出

いなべ市長 日 沖 靖

提案理由

市の観光の魅力を広く紹介するとともに、賑わいの創出及び市民活動の促進により地域の活性化を図ることを目的として、いなべ市阿下喜ビジターセンターを設置するため、その関係条例を制定するについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

いなべ市阿下喜ビジターセンター条例

(設置)

第1条 市の観光の魅力を広く紹介するとともに、賑わいの創出及び市民活動の促進により地域の活性化を図るため、いなべ市阿下喜ビジターセンター（以下「ビジターセンター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 ビジターセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
いなべ市阿下喜ビジターセンター	いなべ市北勢町阿下喜 798 番地

(利用時間及び休業日)

第3条 ビジターセンターの利用時間及び休業日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休業日を設けることができる。

- (1) 利用時間 午前9時から午後8時まで
- (2) 休業日 火曜日及び水曜日並びに12月29日から翌年の1月3日までの日

(利用の許可)

第4条 ビジターセンターを利用する者（以下「利用者」という。）は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可をする場合において、ビジターセンターの管理運営上必要があると認めるときは、その利用について条件を付することができる。

(利用者の遵守事項)

第5条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) ビジターセンターを損傷し、又は滅失しないこと。
- (2) ビジターセンター内の環境に影響を及ぼす行為をしないこと。
- (3) 危険な行為又は他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (4) 所定の場所以外で喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (5) その他市長の指示に従うこと。

(許可の取消等)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又は中止を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) この条例に基づく許可の条件に違反したとき。
- (3) 許可を受けた目的以外の目的に利用することが明らかになったとき。
- (4) ビジターセンターの管理上、市長が必要と認めて行う指示に従わないとき。
- (5) 詐欺その他不正な行為により、この条例に基づく許可を受けたことが明らかになったとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。

(利用料金)

第7条 利用者は、別表に定める利用料金を納入しなければならない。

2 利用料金は、前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用料金の減免)

第8条 市長は、規則で定めるところにより利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第9条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 利用者が、自己の責によらない理由で利用できなくなったとき。
- (2) 第6条の規定により利用の許可を取り消し、又は利用の中止をしたとき。

(行為の制限)

第10条 ビジターセンターにおいて、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 物品の販売その他これに類する行為をすること。
 - (2) 業として写真又は映画の撮影をすること。
 - (3) 興行を行うこと。
 - (4) 展示会、競技会、集会その他これらに類する催しを行うこと。
 - (5) 広告物等を掲示し、又は配布すること。
 - (6) 特別の設備を設け、又は特殊物件を搬入すること。
- 2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、期間、場所、内容その他規則で定める事項を記載した申請書を市長に提出し、その許可を受けなければならない。
- 3 市長は、第1項の許可にビジターセンターの管理上必要な条件を付することができる。

(行為の不許可)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の行為を許可しないことができる。

- (1) ビジターセンターの管理上支障があると認められるとき。
- (2) ビジターセンターを利用させることが適当でないとき。

(原状回復の義務)

第12条 利用者は、ビジターセンターの利用を終えたとき、又は第6条の規定により利用許可を取り消され、若しくは利用の中止を命じられたときは、直ちに利用した施設又は設備を原状に回復して返還しなければならない。

2 利用者が前項の義務を履行しないときは、市長においてこれを代行し、その費用を利用者から徴収する。

(損害賠償の義務)

第13条 利用者は、ビジターセンターを利用中に建物、設備又は備付物品を棄損し、

又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第14条 市長は、ビジターセンターの管理運営上必要があると認めるときは、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67条）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）にビジターセンターの管理を行わせることができる。

2 指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) ビジターセンターの維持管理に関する業務
- (2) ビジターセンターの利用許可に関する業務
- (3) ビジターセンターの利用料金に関する業務
- (4) ビジターセンターの効用を増加させる事業に関する業務
- (5) その他運営に関する業務のうち、市長が必要と認める業務

3 利用料金は、指定管理者の収入として収受させることができる。

4 利用料金の額は、指定管理者が、別表に掲げる額の範囲内において、市長の承認を得て定めることができる。

5 第1項の規定により指定管理者にビジターセンターの管理を行わせる場合において、第4条から第8条まで及び第10条から前条までの規定は、当該指定管理者について準用し、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

別表（第7条関係）

名称	単位	利用料金
調理室	1時間	1,000円
創作室	1時間	500円
コワーキングスペース	1時間	200円
ミーティングスペース	1時間	400円
多目的スペース	1日	5,000円
電源付き駐車場区画	1時間	300円
その他市長が定める附属設備及び備付備品	市長が別に定める額	

備考

- 1 利用時間が1時間に満たない場合は、1時間とみなす。
- 2 大人は高校生以上、小人は3歳以上中学生以下とする。
- 3 調理室、創作室、コワーキングスペース及びミーティングスペースの利用料金は大人料金とし、小人は大人料金の半額とする。

議案第16号

財産の無償貸付について (三岐鉄道株式会社への無償貸付)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、財産を次のとおり無償で貸し付けることについて、議会の議決を求める。

令和7年2月21日提出

いなべ市長 日 沖 靖

- 1 財産（土地）の表示
所 在 いなべ市北勢町麻生田字松崎4089番 他470筆
種 別 鉄道用地
細 目 101, 818.06㎡（合計）
- 2 貸付期間
令和7年4月1日から令和10年3月31日まで
- 3 貸付の相手方
所在地 三重県四日市市富田三丁目22番83号
名 称 三岐鉄道株式会社
代表者 代表取締役社長 渡邊 一陽

提案理由

北勢線運営事業に関し引き続き沿線市町において運営支援を実施していくため、北勢線を運営する三岐鉄道株式会社に、市が所有する鉄道用地を無償で貸し付けるについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第17号

いなべ市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、いなべ市道路を次のとおり認定しようとする。

令和7年2月21日提出

いなべ市長 日 沖 靖

提案理由

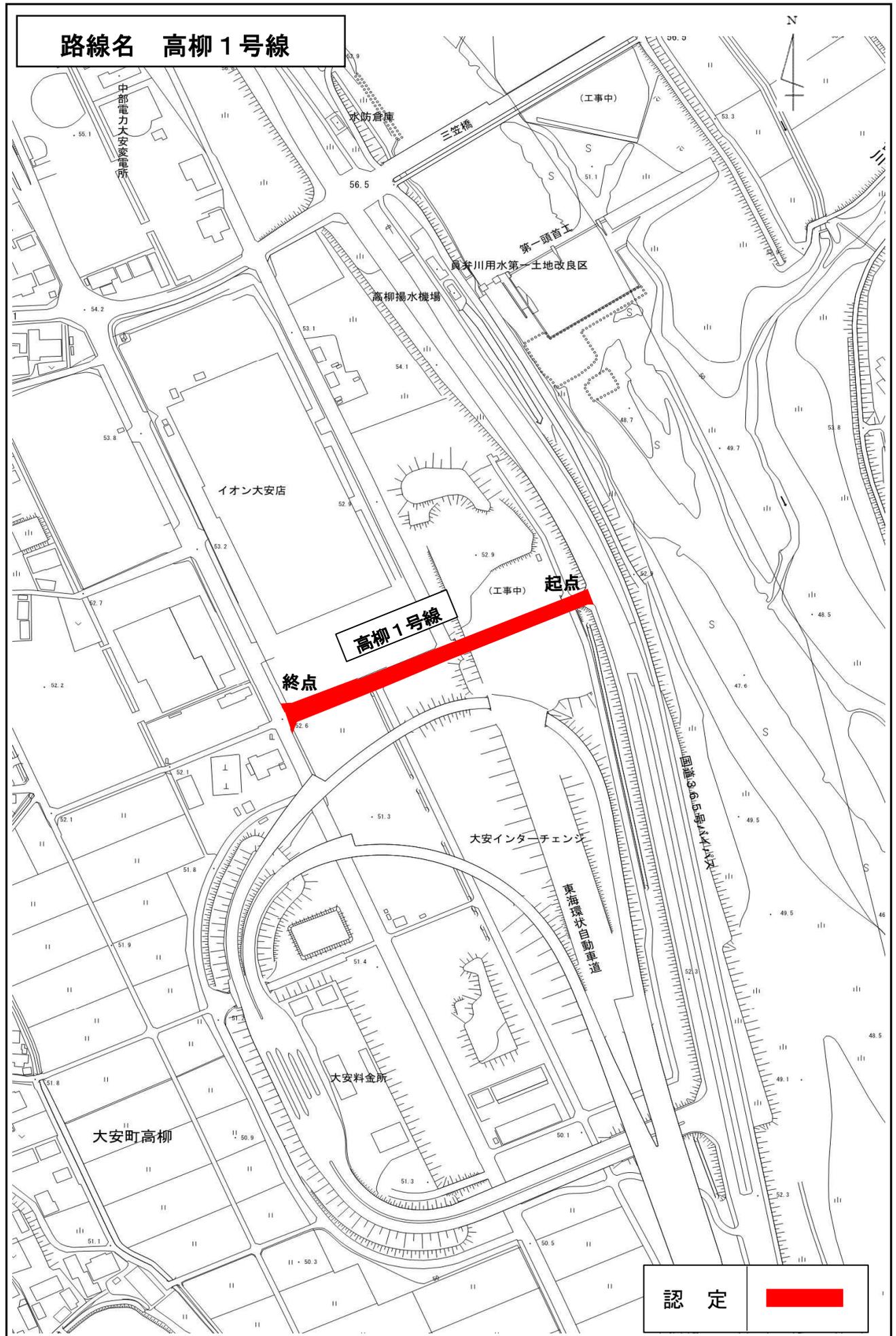
東海環状自動車道事業に伴い新設された区間等を新たに市道として認定するについては、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

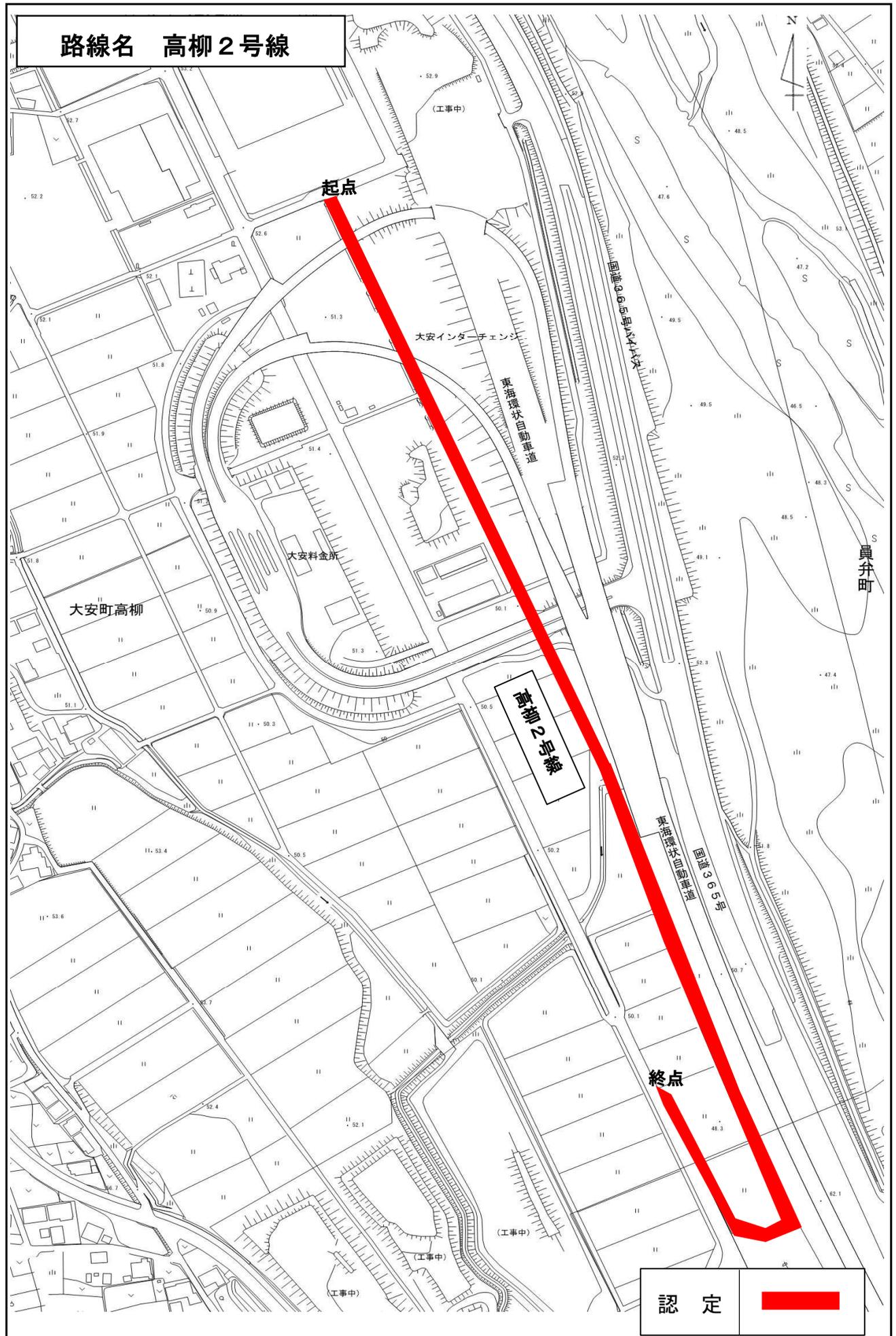
認定しようとする路線

路線名	起点	終点	重要な経過地
高柳 1 号線	大安町高柳地内	大安町高柳地内	
高柳 2 号線	大安町高柳地内	大安町高柳地内	
高柳 3 号線	大安町高柳地内	大安町高柳地内	
高柳 4 号線	大安町高柳地内	大安町高柳地内	
本郷 5 号線	藤原町本郷地内	藤原町本郷地内	

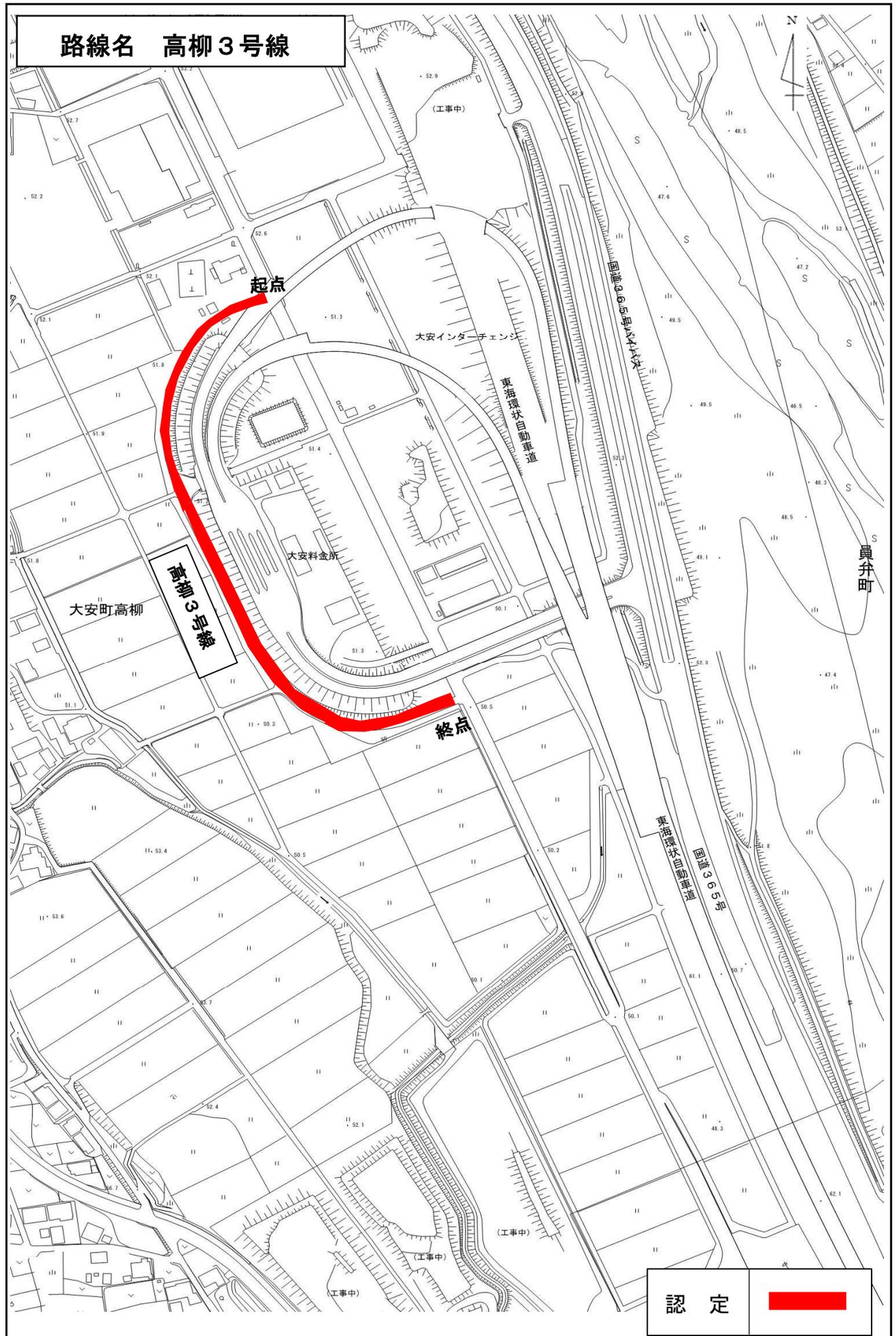
位置図



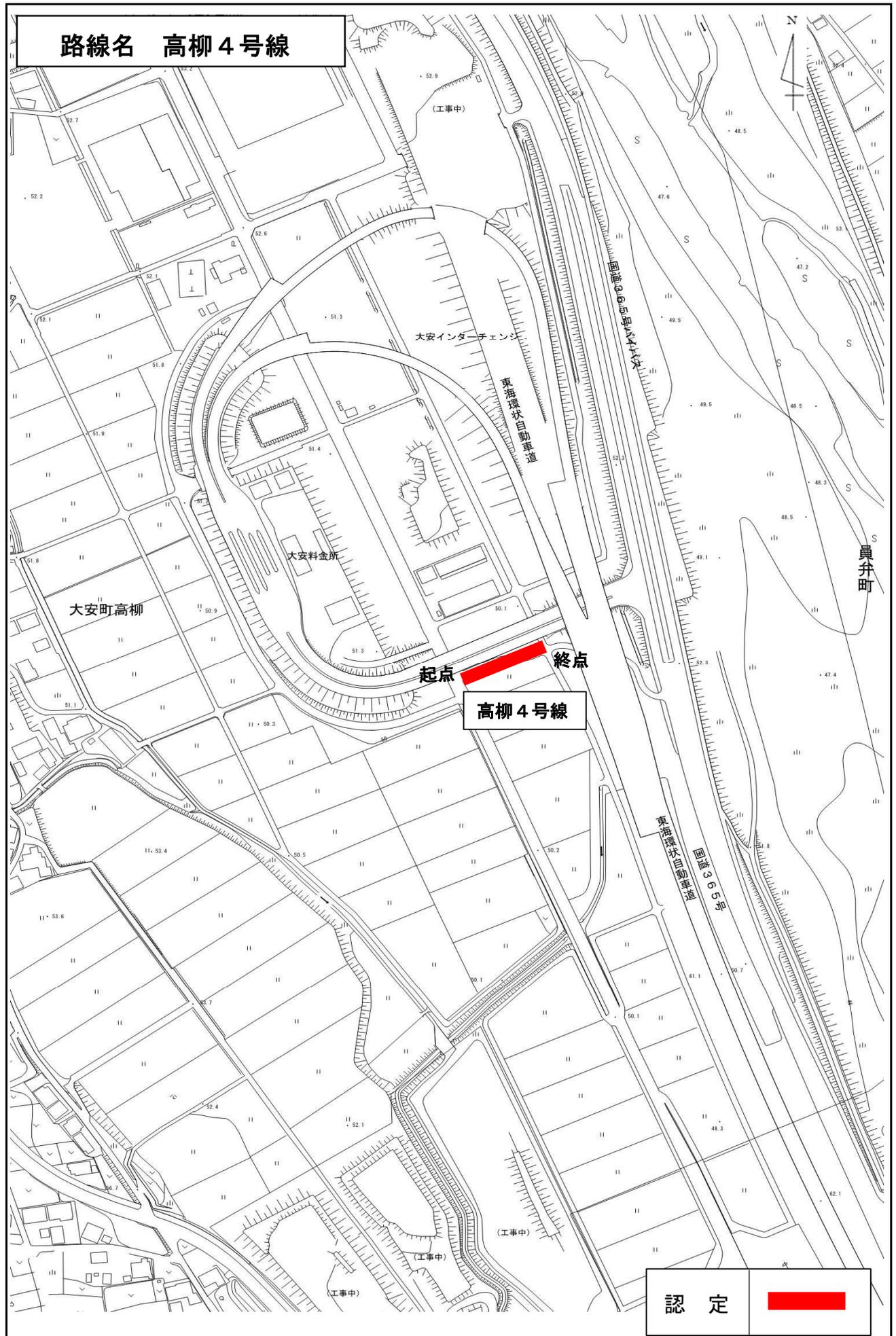
位置図



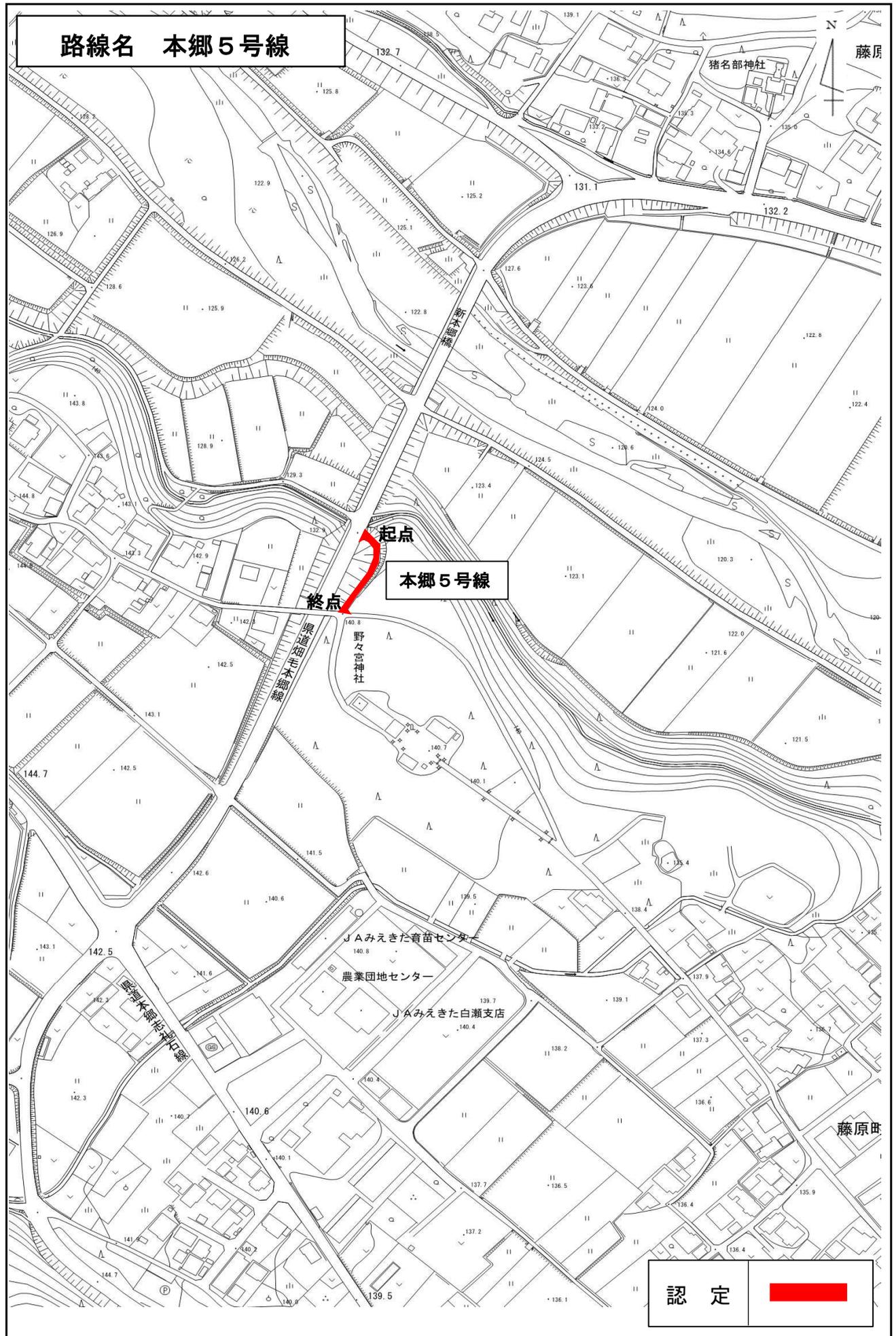
位置図



位置図



位置図



議案第18号

いなべ市道路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により、いなべ市道路を次のとおり変更しようとする。

令和7年2月21日提出

いなべ市長 日 沖 靖

提案理由

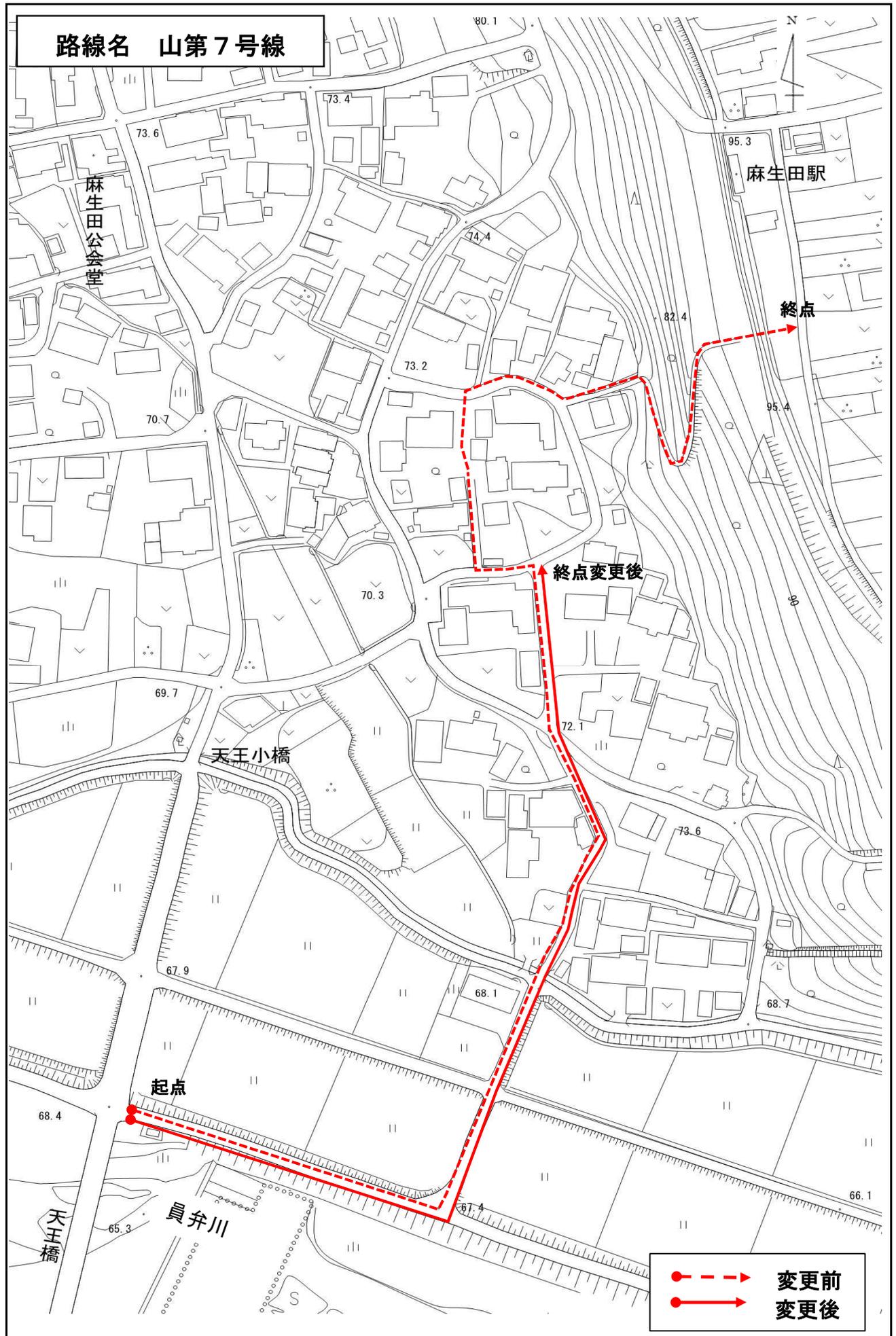
市道路線の起点又は終点を変更することについては、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

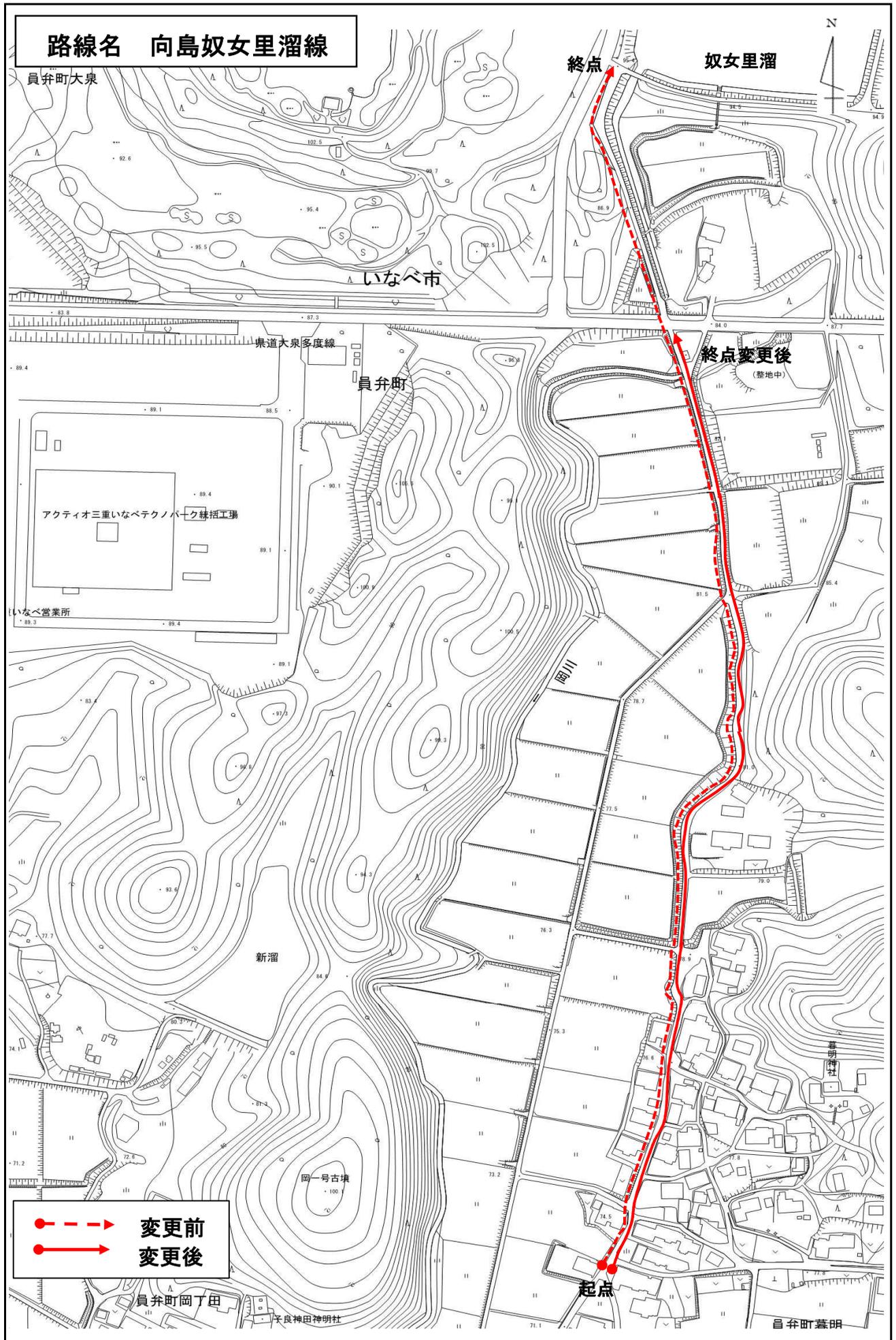
変更しようとする路線

路線名	起点	終点	重要な経過地
山第7号線	北勢町麻生田地内	北勢町麻生田地内	
向島奴女里溜線	員弁町西方地内	員弁町暮明地内	
高柳3区124号線	大安町高柳地内	大安町高柳地内	
南金井4区56号線	大安町南金井地内	大安町梅戸地内	

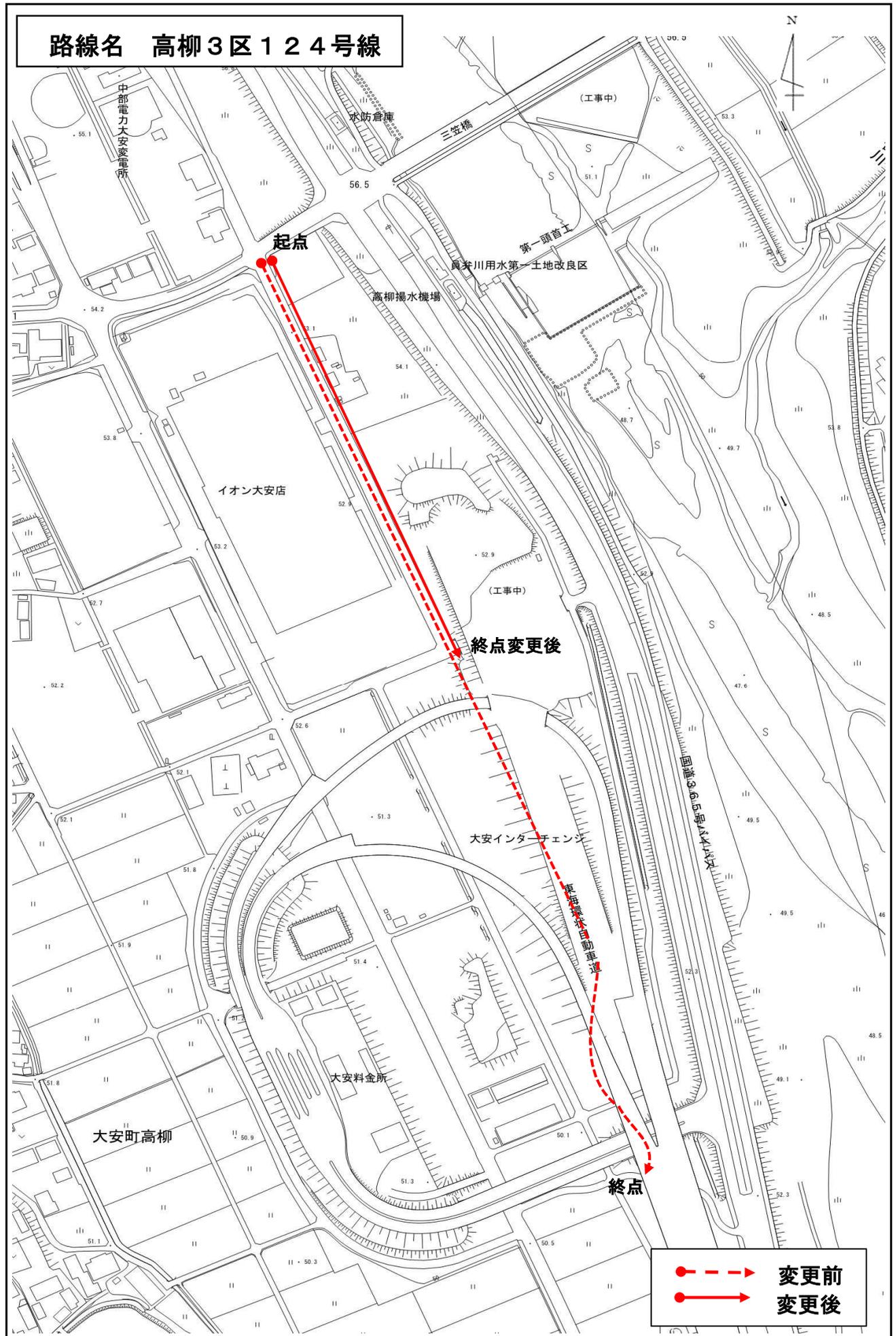
位置図



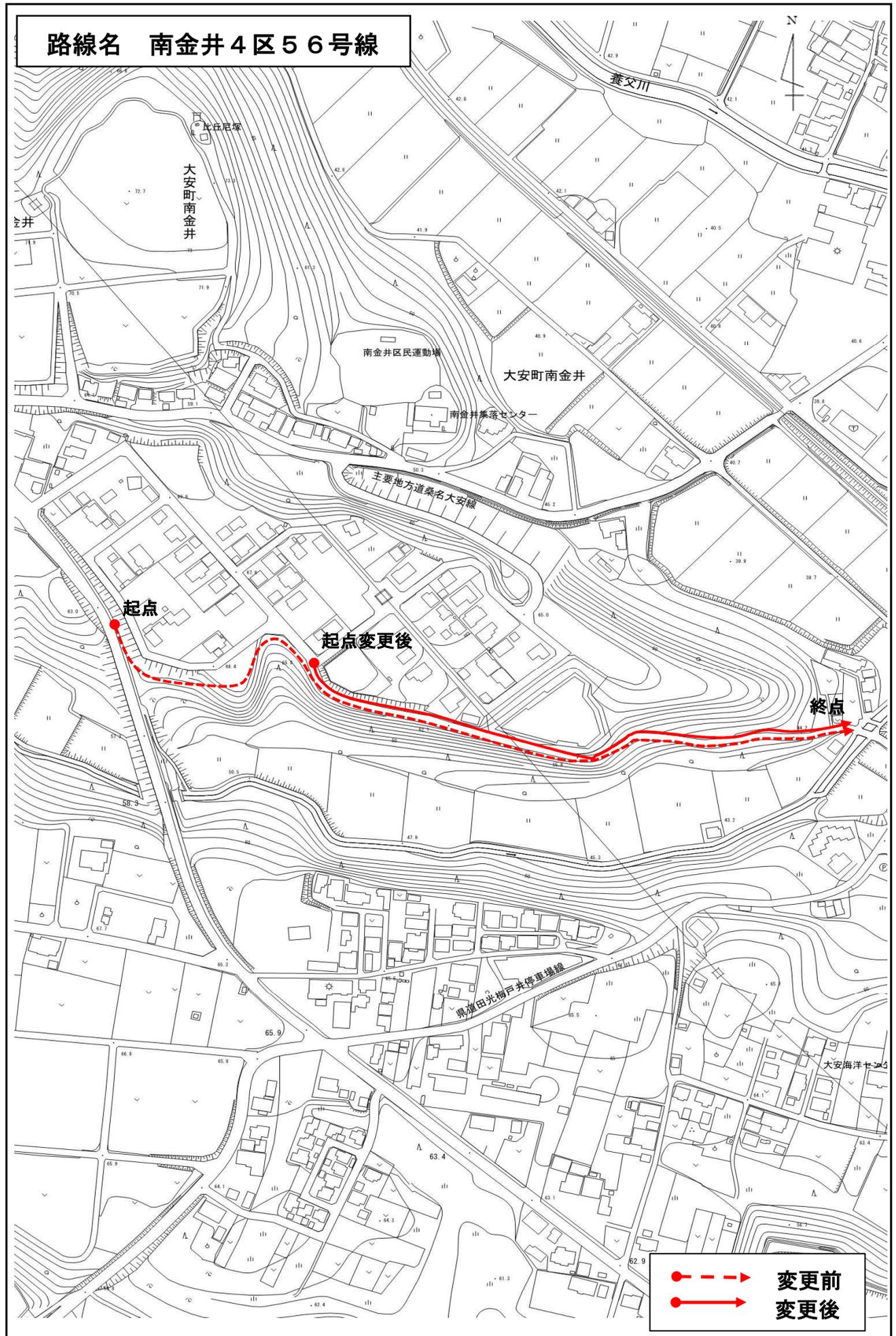
位置図



位置図



位置図



議案第19号

第3次いなべ市総合計画基本構想の策定について

第3次いなべ市総合計画基本構想を別紙のとおり策定しようとする。

令和7年2月21日提出

いなべ市長 日 沖 靖

提案理由

第2次いなべ市総合計画の計画期間が令和7年度で終了するため、令和8年度から令和17年度までの計画期間を10年とする第3次いなべ市総合計画基本構想を策定するについては、いなべ市総合計画条例（平成26年いなべ市条例第1号）第8条第1項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第20号

令和6年度いなべ市一般会計補正予算（第8号）

令和6年度いなべ市一般会計補正予算（第8号）を別案のとおり提出する。

令和7年2月21日提出

いなべ市長 日 沖 靖

議案第 21 号

令和 6 年度いなべ市国民健康保険特別会計補正予算（第
2 号）

令和 6 年度いなべ市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）を別案
のとおり提出する。

令和 7 年 2 月 21 日提出

いなべ市長 日 沖 靖

議案第 22 号

令和 6 年度いなべ市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

令和 6 年度いなべ市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）を別案のとおり提出する。

令和 7 年 2 月 21 日提出

いなべ市長 日 沖 靖

議案第23号

令和6年度いなべ市介護保険特別会計補正予算（第3号）

令和6年度いなべ市介護保険特別会計補正予算（第3号）を別案のとおり提出する。

令和7年2月21日提出

いなべ市長 日 沖 靖

議案第24号

令和7年度いなべ市一般会計予算

令和7年度いなべ市一般会計予算を別案のとおり提出する。

令和7年2月21日提出

いなべ市長 日 沖 靖

議案第25号

令和7年度いなべ市国民健康保険特別会計予算

令和7年度いなべ市国民健康保険特別会計予算を別案のとおり提出する。

令和7年2月21日提出

いなべ市長 日 沖 靖

議案第26号

令和7年度いなべ市後期高齢者医療特別会計予算

令和7年度いなべ市後期高齢者医療特別会計予算を別案のとおり提出する。

令和7年2月21日提出

いなべ市長 日 沖 靖

議案第27号

令和7年度いなべ市介護保険特別会計予算

令和7年度いなべ市介護保険特別会計予算を別案のとおり提出する。

令和7年2月21日提出

いなべ市長 日 沖 靖

議案第28号

令和7年度いなべ市水道事業会計予算

令和7年度いなべ市水道事業会計予算を別案のとおり提出する。

令和7年2月21日提出

いなべ市長 日 沖 靖

議案第29号

令和7年度いなべ市下水道事業会計予算

令和7年度いなべ市下水道事業会計予算を別案のとおり提出する。

令和7年2月21日提出

いなべ市長 日 沖 靖

